

# 兵庫県立大学地域ケア開発研究所運営委員会規程

## (趣旨)

**第1条** この規程は、兵庫県立大学地域ケア開発研究所規程（平成25年兵庫県立大学規程第82号）第4条第2項の規定に基づき、地域ケア開発研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

**第2条** 運営委員会は、地域ケア開発研究所（以下「研究所」という。）における次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究所長（以下「所長」という。）の候補者の選考に関する事項
- (2) 教員の採用及び昇任候補者の教育研究業績等の審査に関する事項
- (3) 将来計画等研究所の運営に関する重要な事項

2 運営委員会は、研究所と看護学研究科、その他学内の他部局に関わる必要事項について協議する。

## (組織)

**第3条** 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 研究所の専任の教授、准教授及び講師
- (3) 看護学研究科長
- (4) 明石学術情報館長
- (5) 看護学研究科委員会から選出された委員1名
- (6) 事務局明石看護キャンパス経営部長
- (7) その他所長が必要と認める者

2 前項第5号に規定する委員については、研究所と共同研究等を実施する者（予定者を含む。）の中から選出することを常例とする。

## (任期)

**第4条** 前条第1項第5号及び第7号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に規定する委員は、再任されることができる。

## (議長)

**第5条** 運営委員会に委員長を置く。

2 委員長は、所長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

**第6条** 運営委員会は、委員長が招集する。

- 2 運営委員会は、原則として毎月1回定例会を開くものとする。ただし、必要がある場合は、臨時会を開催できるものとする。
- 3 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### (委員以外の者の出席)

**第7条** 委員長が審議に必要があると認めた場合は、運営委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

#### (庶務)

**第8条** 運営委員会の庶務は、明石看護キャンパス経営部地域ケア開発研究課で行う。

#### (補則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関して必要な事項は、運営委員会の意見を聴いた上で、委員長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成27年3月31日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成29年3月31日改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和3年3月31日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。